

郡上八幡市街地北部区域

まちなみづくり町民協定

## 郡上八幡市街地北部区域・まちなみづくり町民協定

水と踊りの町、郡上八幡の中心市街地が育んできた歴史や文化、環境を大切にし、将来に渡って快適に住み続けていくために必要な、まちなみづくりの指針をお互いに確認し、ここに町民協定を定めます。

### (目的)

第1条 この協定は、自然と歴史に育まれた城下町、郡上八幡の景観を守り、創造し、生き生きとしたまちを実現するために、建物や敷地の修景あるいはこれと関連する事項を定め、区域の総合的な環境向上を図ることを目的とします。

### (名称)

第2条 この協定は、郡上八幡市街地北部区域まちなみづくり町民協定（以下「協定」といいます。）と称します。

### (対象区域)

第3条 この協定の対象となる区域（以下「区域」といいます。）は別図1に示すとおりとします。

### (対象者)

第4条 この協定の対象者は、前条で定めた区域内の居住者及び権利者（以下「構成員」といいます。）とします。

### (基本理念)

第5条 まちづくりにあたって、次の基本理念を定めます。

- (1) 水の恵みを活かすまち。
- (2) お城や山並みとともにあるまち。
- (3) 今あるものを活かすまち。
- (4) 歩行者中心の人にやさしいまち。
- (5) 人をもてなす気持ちを大切にすまち。
- (6) 生き生きとした賑わいのあるまち。
- (7) まちのみんなで話し合い個性を大切にすまち。

### (まちなみへの配慮)

第6条 区域内で建築物等の新築、増築、改築、大規模の修繕、宅地の造成、土地の形質の変更、その他まちなみの形成に影響を及ぼすおそれのある行為をする者は、第7条から第17

条に示すまちなみづくりのルールに適合するよう努めます。

(建物の高さ)

第7条 建物の高さはまちの周囲を取り囲む山並みやお城への眺望を妨げない高さとしします。

2 道行く人や水辺に対して圧迫感を与えない高さ、軒高としします。

3 具体的な高さの基準は、第16条で示す通りごとの高さの基準としします。

(壁面位置)

第8条 山並みやお城への視線を促すように、壁面位置や塀の位置をそろえて、通りの連続性を高めます。

2 道行く人がゆっくりとまちを楽しめるように、軒下の空間を公共的な利用に提供し、人をもてなす気持ちを伝えるしつらえをしします。

3 具体的な壁面位置の基準は、第16条で示す通りごとの壁面位置の基準としします。

(建物意匠)

第9条 お城から見下ろした際に全体にまとまりのあるまちなみとするため、勾配屋根を基本として、突出した意匠は避けます。

2 通りや水辺から眺めた場合に、連続性のあるまちなみとするために、場所毎に基調を整えます。

3 現存する歴史的価値・なじみのある建物を大切にしします。

4 建物の素材や仕上げは、時とともに味わいの増すものとしします。

5 具体的な建物意匠の基準は、第16条で示す通りごとの建物意匠の基準としします。

(色彩)

第10条 屋根や外壁などの主要な部分は、八幡町の風土色を基調として、周囲を取り囲む山並みや水辺に調和した色彩としします。

2 道行く人の目に触れる部分には、賑わいや個性を感じさせる色彩の、効果的な演出を工夫しします。

3 色彩はつねに素材とともに考えます。

4 具体的な色彩の基準は、別紙1に示す色相、明度、彩度の範囲内としします。

(看板)

第11条 まちなみ全体に影響を与える屋根や軒から大きく突出した看板はやめます。

2 道行く人の目にとまる軒下の看板などは、人をもてなす気持ちと賑わいの表現を工夫しします。

3 看板の色彩や素材、デザインの基調は第16条で示す通りごとに定めます。その場合別紙2の基準を参考として定めるよう努めます。

(設備機器類)

第12条 エアコンの室外機やプロパンガスボンベなど、各種の設備機器類や物置などは、通りや水辺から出来るだけ隠れる場所に設置し、見える場合には以下の配慮を行うよう努めます。

(1) エアコン室外機：背景の外壁と同等の色彩に着色します。または、低明度・低彩度の素材で囲いをします。

(2) その他の設備機器：板類によって側面に囲いをします。

(防災)

第13条 消火訓練や消防備品の点検など、区域内で行われる自主防災活動の充実を図ります。

2 消火や除雪などの妨げにならないよう、路上駐車 of 抑制に努めます。

(敷地の維持管理)

第14条 構成員は、対象区域内で自己が所有するもしくは管理する敷地の修景に努めます。

2 構成員は、自己が管理する土地や建物について、いつまでも美しい状態を維持するよう努めます。

(その他の活動)

第15条 構成員は、区域内の清掃活動や修景運動等、区域内で行うまちづくり活動を互いに協力して推進します。

(通りごとのルール)

第16条 まちなみ協定は第3条で定める区域において第7条から第12条に定めるルールその他、道幅から通りのタイプを別紙3のとおり4つに分類し、通りごとのルールを別紙4のとおり定めます。

(別途協議を必要とする物件)

第17条 敷地の間口が7m以上、または最高軒高11m以上の規模の大きい建物については、通りに与える影響が大きいことから、別途個別協議することとします。

2 前項以外で、ルールに規定する基準に沿わないが、まちなみづくりに貢献することを目的とした建築物については、別途個別協議することとします。

(協定の成立)

第18条 この協定は、構成員の2/3以上の合意によって成立し、その結果を郡上市長に報告し承認を得るものとします。

(建物等審査委員会)

第19条 協定に定められたまちなみづくりのルールが適正に運用されるために郡上八幡市街地北部区域建物等審査委員会（以下「建物等審査委員会」といいます。）を置きます。

2 建物等審査委員会は別途定める郡上八幡市街地北部区域建物等審査要綱（以下「建物等審査要綱」といいます。）に基づき、建築行為等の審査を行います。

3 協定の運用に際しては専門家及び行政の助言等を受けることができますものとしします。

（建築行為等に関する協議）

第20条 区域内で第6条に係る行為をしようとする者は、建物等審査要綱に基づき、建物等審査委員会に届け出を行い、承認を得ることとしします。

（協定の変更）

第21条 この協定について変更、更新、もしくは廃止する必要があるときは、対象区域内にある各々の町内会・地区会において協議し構成員の合意を計った上で、各々の町内会・地区会の代表者が互いに連絡調整、決定し、その結果を郡上市長に報告し承認を得るものとしします。

（委任）

第22条 この協定を実施する上で必要を生じた事項は、対象区域内にある各々の町内会・地区会の代表者が互いに連絡調整した上で、別途定めることができます。

（有効期間）

第23条 協定の有効期間は、付則で定める日より10年間としします。

付 則

この協定は、平成16年 1月14日より有効としします。

付 則

この協定は、平成24年 6月 1日より郡上市景観条例に規定される「景観形成住民協定」と見なされることをもって有効としします。

改 正

平成16年 3月 1日改正

平成24年 6月 1日改正